

岩手県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 路線名 北上和賀線
 - （2） 供用開始の区間 北上市和賀町岩崎20地割76番3地先から煤孫7地割142番地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成22年1月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
 - イ 期間 平成22年1月22日から同年2月22日まで
-
- 2（1） 路線名 遠野住田線
 - （2） 供用開始の区間 遠野市中央通り503番3地先から501番3地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成22年1月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成22年1月22日から同年2月22日まで